



対象区域では、令和2年7月1日より、建築行為を行う場合は、事前に届出が必要です。
届出対象行為を行う30日前までに、添付資料を添えて提出してください。
届出の対象は、令和2年8月1日以降に届出対象行為を行う場合です。

対 象 区 域

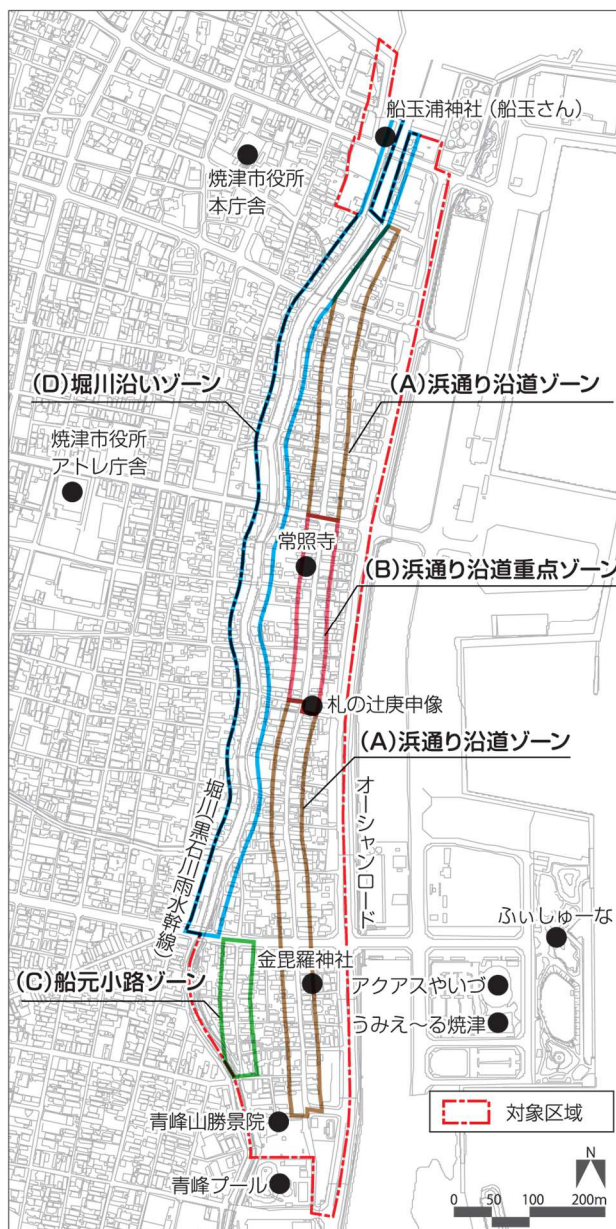
- | | |
|-------------|---------------|
| (A)浜通り沿道ゾーン | (B)浜通り沿道重点ゾーン |
| (C)船元小路ゾーン | (D)堀川沿いゾーン |
- (E)その他ゾーン…(A)～(D)以外の部分

対象区域は、上記の**5つのゾーン**にわかれています。

対象区域では、**全ゾーン共通の景観形成基準**が定められています。

また、
(A)～(D)の4つのゾーンでは、
対象届出行為及び建築物等の**努力事項**が定められています。

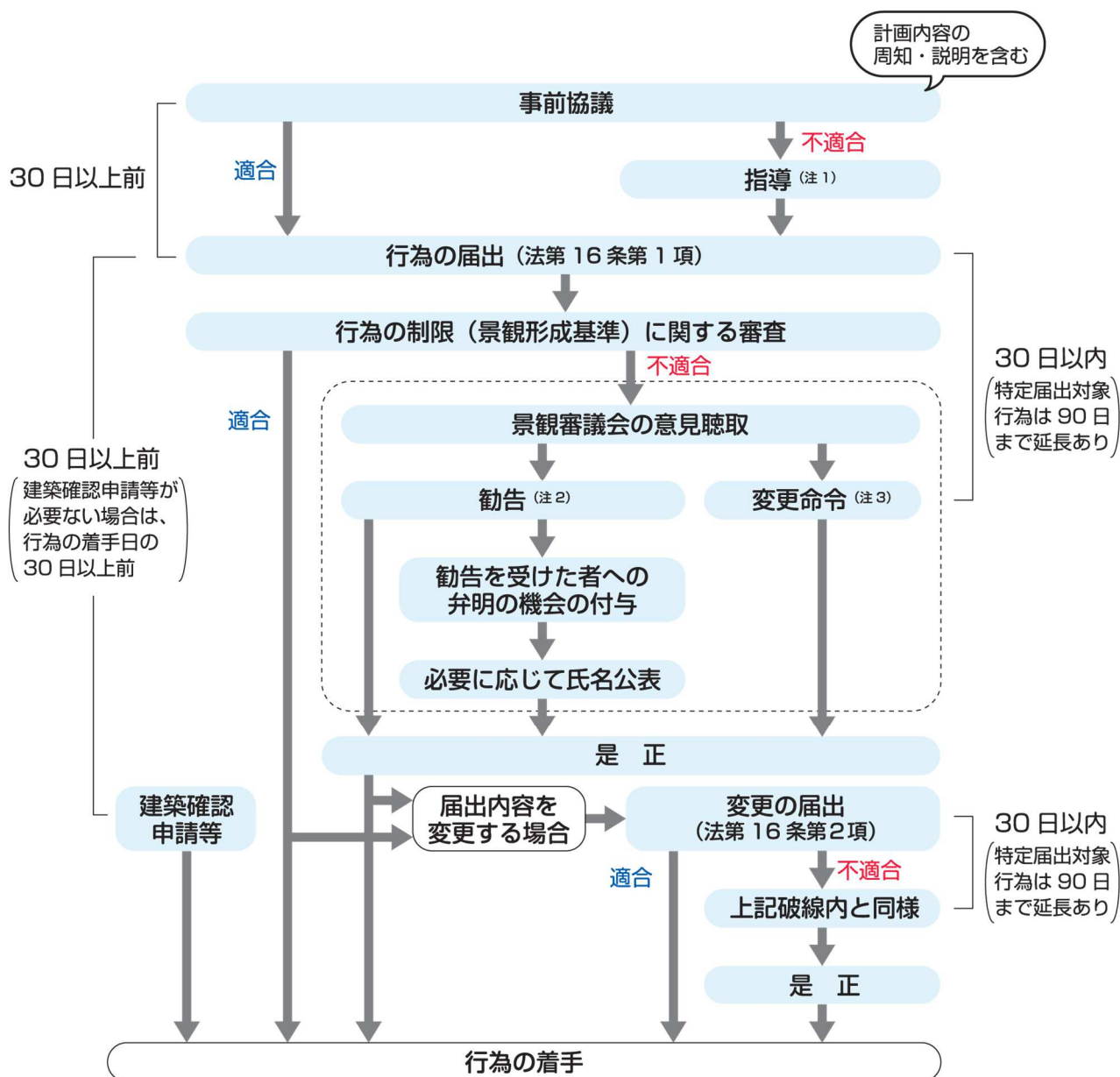
詳しくは、
「浜通り周辺景観まちづくり重点地区計画」
をご覧ください。



届出対象行為

行為の種類			規模・要件		
			項目	(A)～(D)ゾーン	(E)ゾーン
1	建築物	新築		全て	
		増築・改築・移転		10㎡を超えるもの	10㎡を超えるもの
		外観の変更 (修繕・模様替え・ 色彩の変更)		変更する部分が見付面積 の5分の1以上のもの	変更する部分が見付面積 の5分の1以上のもの
2	工作物	新設	①垣・さく・塀・擁壁等	全て	高さ3mを超えるもの
			②公共用歩廊等		長さ20mを超えるもの
			③橋梁・高架道路等		高さ15mを超えるもの
			④煙突・排気塔等		
			⑤電柱・街灯・照明灯等		
			⑥装飾塔・送電鉄塔等		
			⑦高架水槽・冷却塔等		
			⑧コースター・観覧車等		
			⑨風力発電設備		
			⑩コンクリートプラント等		
			⑪自動車車庫等		
			⑫石油・穀物等の貯蔵施設		—
			⑬ごみ焼却場等		高さ15mを超えるもの
			⑭自動販売機等		
		上記以外			
増築・改築・移転	すべての工作物	10㎡を超えるもの、 または 変更する部分が見付面積の5分の1以上のもの			
外観の変更 (修繕・模様替え・ 色彩の変更)	すべての工作物	変更する部分が見付面積の5分の1以上のもの			
3	地上に設置する 太陽光発電設備	新設		設置する区域の敷地面積が1,000㎡以上のもの	
		増設・改設・移転		10㎡を超えるもの、 または 変更する部分が見付面積の5分の1以上のもの	
		外観の変更 (修繕・模様替え・ 色彩の変更)		変更する部分が見付面積の5分の1以上のもの	
4	駐車場	専用駐車場の設置		全て (住宅に付属する 自家用駐車場は除く)	—
5	開発行為	都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為		開発面積が1,000㎡以上のもの	
6	屋外における 物件の堆積	屋外における土石・ 廃棄物・再生資源・ その他の物件の堆積		開発行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
7	特定照明	ライトアップ等		照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の 変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に 設置される投光器、サーチライト、スポットライト、 レーザーその他これらに類するもの及び同敷地内に 設置される投光器等	

届出対象行為の手続きの流れ



(注1) 建築物等の努力事項は、指導の対象となりません。

(注2) 景観形成基準のうち、建築物の「外構・緑化」「付属設備等」、工作物の「配置」「付帯施設」「自動販売機」は勧告の対象となりません。

(注3) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「色彩」以外は変更命令の対象となりません。

手続きの種類

- (1) 事前協議：届出対象行為の着手の60日前
- (2) 行為の届出：届出対象行為の着手の30日前
- (3) 変更の届出：届出対象行為の着手の30日前
- (4) 完成の届出：完成後速やかに

※事前協議は、任意です。
必要に応じて提出してください。

行為の着手とは

- ①建築確認申請提出日
- ②開発行為許可申請提出日
- ③①及び②の申請がない場合は、工事着工日（工事を始まる日）

提出書類

【様式は、ホームページからダウンロードできます】

（１）行為の届出・行為変更の届出【提出部数：２部】

①行為の届出は、『景観計画区域内行為届出書（第２号様式）』に下記の図面等を添付してください。

②変更の届出は、『景観計画区域内行為変更届出書（第３号様式）』に、変更前及び変更後の図面等を添付してください。

行為の種類	図面の種類	縮尺等	表示すべき事項
1 建築物・工作物	位置図（付近見取図）	1/2,500以上	方位、行為地
	計画配置図	1/100以上	方位、縮尺、寸法、敷地境界（道路・隣地）、建築物・工作物の位置、機械設備（受水槽・室外機等）、外構（フェンス・植栽・擁壁・駐車場等）、緑化計画（植栽種類・本数等）
	計画立面図・断面図	1/50以上	縮尺、寸法、着色（各面の見付面積・仕上げ材の種類・各色の使用面積・マンセル値）
	完成予想図	—	立面図に必要事項が表示されていれば不要
	景観形成基準取組書	—	付属設備等及び緑化等の景観形成基準の取組み
	現況写真	—	行為地の状況及び周辺の状況 ※位置図又は計画配置図に撮影方向記入
	市長が必要と認める図書	—	
2 駐車場・開発行為・物件の堆積	位置図（付近見取図）	1/2,500以上	方位、行為地
	計画配置図（造成計画図）	1/100以上	方位、縮尺、寸法、敷地境界（道路・隣地）、建築物・工作物の位置、機械設備（受水槽・室外機等）、外構（フェンス・植栽・擁壁・駐車場等）、緑化計画（植栽種類・本数等）
	縦横断面図（造成計画断面図）	1/100以上	縮尺、寸法、着色（各面の見付面積・仕上げ材の種類・各色の使用面積・マンセル値）
	景観形成基準取組書	—	付属設備等及び緑化等の景観形成基準の取組み
	現況写真	—	行為地の状況及び周辺の状況 ※位置図又は計画配置図に撮影方向記入
	市長が必要と認める図書	—	
3 特定照明	位置図（付近見取図）	1/2,500以上	方位、行為地
	計画配置図	1/100以上	方位、縮尺、寸法、敷地境界（道路・隣地）、建築物・工作物の位置、機械設備（受水槽・室外機等）、外構（フェンス・植栽・擁壁・駐車場等）、緑化計画（植栽種類・本数等）
	計画立面図・断面図	1/50以上	縮尺、寸法、着色（各面の見付面積・仕上げ材の種類・各色の使用面積・マンセル値）
	完成予想図	—	立面図に必要事項が表示されていれば不要
	景観形成基準取組書	—	付属設備等及び緑化等の景観形成基準の取組み
	製品仕様書	—	規格値等
	現況写真	—	行為地の状況及び周辺の状況 ※位置図又は計画配置図に撮影方向記入
	市長が必要と認める図書	—	

（２）行為完了の届出【提出部数：１部】

①行為の届出は、『景観計画区域内行為完了届出書（第８号様式）』に下記の図面等を添付してください。

行為の種類	図面の種類	縮尺等	表示すべき事項
1 全て	位置図（付近見取図）又は計画は位置図	1/2,500以上	方位、行為地
	計画配置図	1/100以上	
	完了写真	—	行為地の状況及び周辺の状況 ※位置図又は計画配置図に撮影方向記入
	市長が必要と認める図書	—	

届出書記入例

第2号様（第4条関係）

**提出部数
2部（正・副）**

景観計画区域内行為届出書

記入例

令和2年 7月 1日

（宛先）焼津市長

行為の30日以上前までに提出

※行為とは

建築確認申請（開発行為）日

建築確認申請等がない場合は着手日

届出者 住 所 焼津市北浜通〇〇番地

氏 名 焼 津 太 郎 ㊞

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号 054-626-2160

「届出者」は、建築主や所有者
など行為を行う者を記入
法人の場合は、法人名・代表者を記入

景観計画区域内において予定する行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

建築物等の 名称	(仮称)〇〇邸新築工事	
行為の場所	区域区分	☒ 景観まちづくり重点地区内（ 浜通り周辺 地区） ☐ 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市 北浜通〇番1、〇番2
設計者※	郵便番号	425-〇〇〇〇
	住 所	焼津市本町5丁目〇番〇号
	事務所名	〇〇建築事務所 (電話054-626-〇〇〇〇)
	氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇
施工者※ (予定)	郵便番号	425-〇〇〇〇
	住 所	焼津市本町5丁目〇番〇号
	事務所名	株式会社〇〇建設 (電話054-626-〇〇〇〇)
	氏 名	代表取締役 ●● ●●
行為の期間	着手予定	令和2年 8月 1日
	完了予定	令和3年 1月15日

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地とその名称及び代表者の氏名を記載してください。

着手予定日は、届出日から30日以降
の日を記入（届出日は含めない）
完了予定日は、完了予定日を記入

（焼津市記入欄）

受付番号

記入しないでください

(裏)

行為の種類	建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/5以上の変更 (☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩)		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/5以上の変更 (☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩)		
	特定照明	☐ 新設 ☐ 移設 ☐ 改設 ☐ 照明方式の変更		
	☐ 地上に設置する太陽光発電設備			
	☒ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	☐ 木竹の伐採			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
	☐ 駐車場			
建築物の概要	用途	一戸建て住宅		
	構造	木造		
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	1.200 m ²	m ²	1.200 m ²
	建築面積	150 m ²	m ²	150 m ²
	延べ面積	250 m ²	m ²	250 m ²
	最高高さ	6 m	m	6 m
	工作物を含めた高さの合計			6 m
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
			仕上材	色彩 (マンセル値)
工作物の概要	屋根	瓦葺き	N5	
	外壁	リシン吹付・下見板張り	5YR3/4 ・ 5Y2/1	
	種類			
	構造			
	規模	複数の仕上げ材や色彩を使用する場合は、すべて記入		
	(高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
特定照明の概要	種類 (個数)			
	照射物の高さ	m		
開発行為の概要	区域の面積	1.200 m ²		
	行為の目的	住宅用地の造成		
	行為の内容	造成工事(擁壁・舗装・フェンス)		
その他の行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	堆積の高さ	m		

該当する項目に「✓」を記入
複数ある場合は、すべてに「✓」を記入
※同時届出可能

増築等で既存の建築物がある場合は記入

該当する項目のみ記入

建築設備等及び緑化に関する景観形成基準取組書

<イメージパース又は立面図及び配置図（縮尺は適宜）>

この様式は、「参考様式」のため、
景観形成基準取組と図面は
別々に作成いただいても構いません

■ 建築物や工作物に付属する設備等について、
工夫した取組を記載してください。

- 建築物の高さは周囲の高さに合わせて
0mとし、2階建てとした。
- 屋根は、日本瓦とし、勾配屋根とした。
色は、努力事項の〇〇を使用し、周辺の
建築物との調和に配慮した。
- 屋根には、太陽光パネルは設置しない。
- 外壁は、リシン吹付、下見板張りとした。
色は、努力事項の〇〇を使用し、周辺の
建築物との調和に配慮した。
- 窓には、外壁と同色の格子を設置した。
- 空調室外機及びゴミ置き場は、道路から
見えない位置に設置した。
- 樋や空調の配管は、外壁と同系色を
使用し、外壁と調和した色彩とした。
- 道路から後退した部分は、歩行者等の
安全に配慮できる範囲で、木柵を設置
し、周囲の建築物との連続性に配慮
した。

■ 緑化等について、務めた取組を記載してくださ
い。

- 道路に面する部分に、誰もが座れるように
木製のベンチを設置した。
- オープンスペースとなる部分には、低木を
配置し緑化に努めた。
- 道路沿いに鉢植えを配置し、アクセント的
な緑化に努めた。

提出部数
2部（正・副）

景観計画区域内行為変更届出書

（宛先）焼津市長

行為の30日以上前までに提出
※行為とは
建築確認申請（開発行為）日
建築確認申請等がない場合は着手日

令和2年 9月10日

届出者 住 所 焼津市北浜通〇〇番地

氏 名 焼 津 太 郎 印

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号 054-626-2160

第2号様式「景観計画区域内の
行為届出書」の受付日を記入

令和2年 7月 1日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更したい
ので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 2-届-〇〇 号	
建築物等の 名称	(仮称)〇〇邸新築工事	
行為の場所	区域区分	☒ 景観まちづくり重点地区内（ 浜通り周辺 地区） ☐ 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市 北浜通〇番1、〇番2
変更内容	1. 外壁仕上材の色彩の変更 リシン吹付 変更前：5YR3/4 変更後：5YR2/1 2. 延床面積の変更 変更前：250㎡ 変更後：300㎡	

第7号様式「景観形成基
準適合通知書」の「受付
番号」を記入

該当する重点地区名を記入

該当する地番をすべて記入

変更前及び変更後の内容がわかる書類
（図面等）を添付

提出部数
1部（正）

景観計画区域内行為完了届出書

令和3年 1月25日

（宛先）焼津市長

返却用が必要な場合は
2部提出

届出者 住 所 焼津市北浜通〇〇番地

氏 名 焼 津 太 郎 ㊞

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号 054-626-2160

第2号様式「景観計画区域内の
行為届出書」の受付日を記入

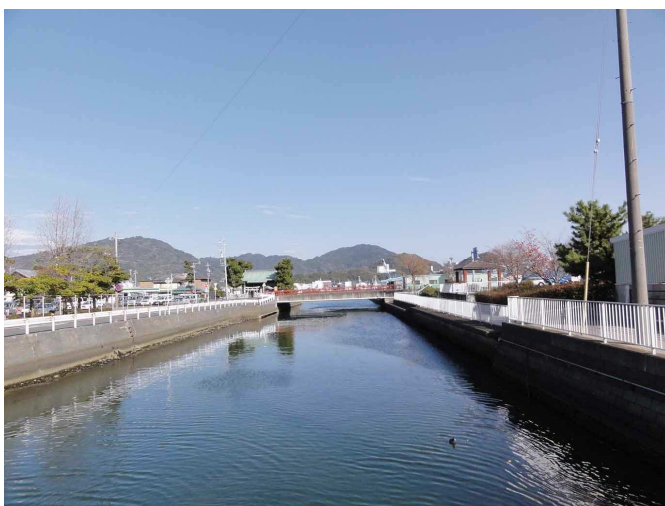
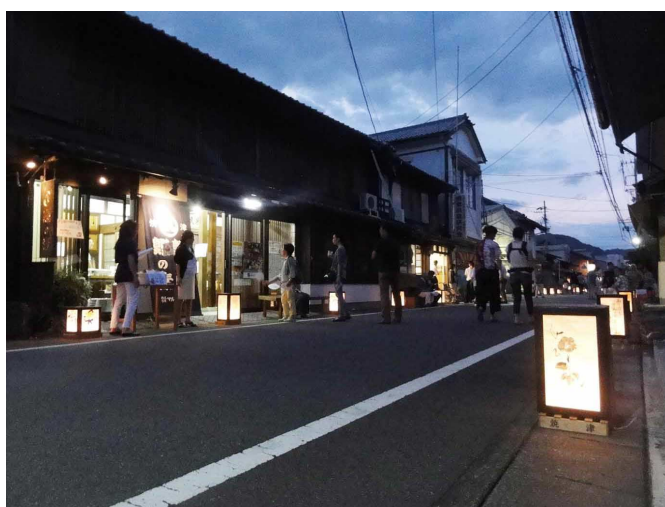
令和2年 7月 1日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、焼津市景観まちづくり条例第15条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

第7号様式「景観形成基
準適合通知書」の「受付
番号」を記入

受付番号	第 2-届-〇〇 号	
行為の場所	区域区分	☒ 景観まちづくり重点地区内（ 浜通り周辺 地区） ☐ 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市 北浜通〇番1、〇番2
行為の種類	建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/5以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/5以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）
	特定照明	☐ 新設 ☐ 移設 ☐ 改設 ☐ 照明方式の変更
	☐ 地上に設置する太陽光発電設備	
	☒ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	☐ 木竹の伐採	
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
完了日	令和3年 1月15日	
供用開始予定日	令和3年 1月15日	

該当する重点地区名を記入

該当する地番をすべて記入



お 問 合 せ 先

焼 津 市 都 市 政 策 部 都 市 計 画 課

〒425-8502 静岡県焼津市本町5丁目6番1号（アトレ庁舎2階）

TEL：054-626-2160

FAX：054-626-2184

E-mail：toshikeikaku@city.yaizu.lg.jp

http://www.city.yaizu.lg.jp/